

# ご存じですか？ 都市計画課の補助制度

## 定住促進に関する補助

### 定住促進住宅新築等補助制度を改正

東京圏から転入し、市内に住宅を新築または購入された方に、補助金を交付しています。4月から本制度を一部改正し、表のとおり補助金額を変更しました。補助の上限額はありません。

項目	3月まで	4月から
基本額	40万円	30万円
居住地加算		10万円
若年世帯加算		10万円
子ども加算	1人につき10万円	1人につき10万円

### 加算額の詳細

加算額は、それぞれ次の場合に交付されます。

#### ■居住地加算

「下野市立地適正化計画」における「居住誘導区域」または「郊外型居住区域」の区域内に住宅を新築または購入した場合

#### ■若年世帯加算

本人または配偶者の年齢が40歳未満である場合

#### ■子ども加算 中学生以下の子どもがいる場合

## 空き家バンク制度

空き家バンクとは、所有者が売却・賃貸したい市内の空き家を登録していただき、購入・賃貸したい方の申請があれば、所有者や仲介業者を紹介する制度です。

### 空き家バンク登録推進奨励金制度を創設

バンクに空き家を登録した方に、奨励金を交付します。

#### ■奨励金額

家屋に対して賦課された固定資産税額の2年分（上限5万円）

### 空き家バンクに登録された物件で活用できる補助

#### リフォーム補助

#### ■補助金額

リフォームに要した費用の2分の1（上限50万円）

#### 家財処分補助

#### ■補助金額

処分に要した費用の2分の1（上限10万円）



### 空き家バンクに登録する物件または既に登録されている物件で活用できる補助

#### 既存住宅現況調査（インスペクション）補助

空き家の流通を促進するため、空き家の劣化状況などの調査に必要な費用の一部を補助します。

#### ■補助金額

調査に要した費用の2分の1（上限5万円）

### 永住促進保留地等購入補助

保留地などを購入して住宅を新築した方に、50万円を補助します。

### 家庭菜園整備補助制度は終了

定住促進補助制度の見直しにより、令和2年度をもって家庭菜園整備補助制度は終了しました。



## 耐震に関する補助

### 木造住宅耐震診断の補助金を増額

木造住宅の耐震診断にかかる費用の3分の2を補助する制度で、4月から上限額を2万円から6万4,000円に増額しました。

### 木造住宅耐震改修等補助

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を建替または改修（補強計画策定を含む）する方に、補助金を交付しています。

#### ■補助金額 要した費用の5分の4（上限100万円）

### ブロック塀等撤去費補助

危険なブロック塀等を撤去または一部撤去する方に、補助金を交付しています。

#### ■補助金額

#### 塀が通学路に面している場合

撤去費用の3分の2（上限20万円）

#### 塀が通学路以外に面している場合

撤去費用の2分の1（上限15万円）



## その他の補助

### 生垣奨励補助

宅地と道路や、宅地と隣地の境界部分に設置する生垣の設置費用の一部を補助します。

#### ■補助金額 設置費用の2分の1（上限5万円）

各補助金の詳しい要件や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。都市計画課までお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

都市計画課 ☎(32)8909

